



平成 18 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 黒 田 博
(コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 遠 藤 洋 一
(T E L : 0 3 - 3 2 4 3 - 6 0 1 1)

当社元執行役員経理部長の不正事件に対する調査結果と処分について

平成 17 年 12 月 30 日付で発表いたしました、当社元執行役員経理部長が印鑑の不正使用等により当社の銀行口座から約 34 百万円を着服した不正事件につきまして、外部識者による調査結果および社内処分が下記のとおり確定しましたので、お知らせいたします。

このような事件を招き、多くのお客様、お取引先様そして株主・投資家の皆様に多大なご迷惑とご不安をおかけしたことを改めて深くお詫び申し上げます。今後このような事件を二度と起こさぬよう、社内体制を一層強化してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査結果について

不正行為が発覚した後、外部識者を加えた調査委員会を設置し、精査してまいりました。

この結果、銀行届出印の不正使用による金員の着服横領額が、当初発表しました 34 百万円で確定いたしました。

なお、着服横領された金員については、全額が既に弁済されており、本件に係る平成 18 年 2 月期決算への影響はありません。

2. 社内処分および再発防止策について

- (1) 事件を起こした当社元執行役員経理部長につきましては、平成 17 年 12 月 30 日付で懲戒解雇しております。
- (2) 再発防止策として、既に次の対応を行い、社内管理体制の強化を図っております。
 - ・ 印章管理体制の厳格化。
 - ・ 出納業務における事務フローの見直しと相互牽制体制の確立。
 - ・ 内部監査室による監査方法の見直しと運用の徹底。
- (3) 業務を監督指導すべき役割にある取締役について、次の処分を実施いたします。
 - ・ 代表取締役会長、社長・・・報酬月額の 10%を 1 ヶ月分
 - ・ 常務執行役員管理本部長・・・報酬月額の 5%を 1 ヶ月分

以上